

## 憲法モデル案について

### < 総論 >

- 1 「共通到達目標モデル」は、法科大学院において最低限到達すべきものを示すわけであるから、謙抑的なものでなければならない。その点からすれば、「共通到達目標モデル案：憲法」は、全体として、法科大学院生が憲法についてどのような理解に到達すべきであるのかについてよく考えられているが、ミニマム・スタンダードとしての性格に忠実であろうとするのであれば、なお削除すべき項目や要求内容を緩和すべき項目がある。
- 2 「共通到達目標（コア・カリキュラム）モデル案作成の基本的考え方」の用語の説明にも、残念ながら幅があると思われるが、それでもなお、「共通到達目標モデル案：憲法」においては、「理解している」と「説明することができる」が意識して使い分けられているものの、「説明することができる」が多すぎると思われる。
- 3 なお、憲法の場合には、「考察することができる」が多数求められており、これについても、ミニマムスタンダードとしては一定の軽減を図るべきと思われる。但し、憲法においては、憲法判例がない領域が多く、また、最高裁判例に理由が十分ないことから、判例と学説との乖離も大きい。それゆえ、重要論点について学説も踏まえて「考察することができる」力を求めることは、憲法を運用していく力をつけていくためにも、また、今後、判例理論の転換・発展を求めていくためにも、ある程度はやむを得ないと解する。

### 各論

以下、修正・検討の必要ありと思われる部分を指摘する。

#### 1 - 1 憲法の観念及び立憲主義

憲法の最高法規性の実質的根拠を説明することができる。

（修正）

「日本国憲法の条文に即して（と関連づけながら）」と入れるべきである。

憲法慣習及び憲法判例の法源としての性格について説明することができる。

（修正）

法源性そのものの議論もあるところであり、「憲法慣習及び憲法判例の法源性の有無」とした方が、中立的かつ正確である。

国民主権と立憲主義の関係について説明することができる。

（削除か修正）

必ずしも教科書に十分に記載されている事柄ではないので、「説明することができる」とするのは、詳しすぎる。本項目を不要とするか、「理解している」

というレベルとすべき。

権力分立と国民主権、及び権力分立と立憲主義の関係について説明することができる。

（削除か修正）

「権力分立と国民主権」について項目とするのであれば、「1 - 4 - 1 国民主権」のところで取り扱うのが適当である。

「権力分立と立憲主義との関係」は、「権力分立の意義」に含まれる。したがって、この項目を独立させる必要はない。

「権力分立と立憲主義との関係」への言及が不可欠というのであれば、「権力分立の意義及びその歴史的展開について理解している」を、「権力分立の意義（特に立憲主義との関係）及びその歴史的展開について理解している」に修正する。

#### 1 - 2 憲法の変動と保障

##### 1 - 2 - 1 憲法の変動

憲法改正の意味を説明することができるとともに、改正手の類型について理解している。

（修正）

「改正手の類型」の意味が分かりにくい。

憲法改正権の性質及び「改正の限界」の意味を説明することができる。また、憲法改正に限界があるか否か、及びその限界の具体的内容について、日本国憲法に則して、考察することができる。

（修正）

「考察することができる」までは必要ないのではないか。「説明できる」で良い。

日本国憲法の制定過程について、その歴史的経緯を理解した上で、法的観点から説明することができる。また、日本国憲法施行前に制定された法令の日本国憲法下における効力、及びポツダム宣言受諾による占領法規の占領終了後の効力について、判例を踏まえて、説明することができる。

（修正）

「判例を踏まえて説明すること」まで必要か疑問である。「理解している」で足りる。

##### 1 - 2 - 2 憲法の保障

憲法の保障に関する制度について、具体例を挙げて、説明することができる。

（修正）

「理解している」で足りる。

抵抗権の内容、意義及び問題点について、歴史的沿革を踏まえて、説明することができる。

(修正)

「理解している」で足りる。

国家緊急権の内容、意義及び問題点について説明することができる。

(修正)

「理解している」で足りる。

違憲審査制の類型について説明することができる。

(削除)

「2 - 3 - 2 違憲審査制と憲法訴訟」の最初の項目と重複し、2 - 3 - 2 で扱うことが適切なので、削除すべきである。

### 1 - 3 平和主義及び国際協調主義

個別的自衛権及び集団的自衛権の意味を説明できるとともに、憲法9条が自衛権に関してどのように定めているかについて、判例を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「考察することができる」ではなく、「説明することができる」でよい。

自衛隊がいわゆる「国連軍」や「国連平和維持活動」などの海外行動に参加し又は派遣されることに関する憲法上の問題点について、PKO協力法など具体例を挙げて、説明することができる。

(修正)

「PKO協力法などの具体例を挙げて、説明することができる」では重すぎる。

「理解している」でよい。

武力攻撃事態法などの有事法制の基本的仕組みについて理解している。

(削除)

細かすぎ、削除すべきである。

日米安全保障条約及び日米地位協定などによって形成された日米安全保障体制の基本的仕組みを理解した上で、その憲法上の問題点について説明することができる。

(削除か修正)

「日米安全保障条約及び日米地位協定などによって形成された日米安全保障体制の基本的仕組みを理解した」という部分が細かいと思われ、削除すべきである。仮に残すにしても、「憲法上の問題を理解している」でよい。

駐留米軍が憲法9条2項の「戦力」に該当するか否かについて、判例を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「説明することができる」でよい。

### 1 - 4 国民主権と天皇制

#### 1 - 4 - 1 国民主権

日本国憲法の定める国民主権にいう「国民」及び「主権」の概念について、相互の関連に留意して、考察することができる。

(修正)

国民主権に関する、これまでの議論の蓄積からすれば、簡潔すぎると思われる。「国会議員のリコール制の可否、国民投票制拡充の可否、選挙権の性格、投票価値の平等などといった具体的な問題との関連で、国民主権の意味を説明することができる」とした方が適切である。

#### 1 - 4 - 2 天皇制

刑事及び民事の裁判権が及ばないことなど、天皇の地位に基づく法的特例について説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

皇室財産の帰属、皇室経費及び皇室財産の授受に関する憲法上の規律について説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

## 第2章 統治機構

### 2 - 1 国会

自由委任の原則について、その意義及び歴史的沿革を理解しているとともに、党議拘束や国会議員の政党移動の禁止(国会法109条の2)などの具体例を挙げて、考察することができる。

(修正)

「国会議員の政党移動の禁止」は「自由委任の原則」ではなく、「全国民の代表」との関連で考察させるのが適当である。

「立法権」の意味を説明できるとともに、処分的法律(措置法)が憲法に違反するかどうかについて考察することができる。

(修正)

「説明することができる」でよい。

委任立法の意義及び問題点について理解しているとともに、法律による授権の限界及び委任された命令の制定の限界について、具体例を挙げて、考察することができる。

(修正)

「説明することができる」で良い。

条約の国内法的効力及び国会による条約の承認の法的性格について理解しているとともに、憲法上国会の承認が必要な条約の範囲及び国会の承認が得られなかった条約の効力について、考察することができる。

(修正)

「説明することができる」で良い。

多数代表制、少数代表制及び比例代表制について、それぞれの特徴を理解しているとともに、選挙制度に関する憲法の規定の内容、現在の衆議院議員及び参議院議員の選挙制度の基本的仕組みについて、説明することができる。

国会議員に関する項目には含まれた箇所があるので、位置を変更した方がよい。

国会議員の不逮捕特権の意義及び歴史的沿革について理解しているとともに、議院が会期中の逮捕許諾に期限を付けることができるかについて、不逮捕特権の趣旨を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「説明することができる」でよい。

国会議員の免責特権の意義及び歴史的沿革について理解しているとともに、議員の院内の行動に関する刑事訴追に議院の告発が必要か否か、国会議員の発言により名誉が毀損されたか否かが国家賠償請求訴訟で争われた場合に裁判所はどのように判断すべきかについて、判例を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「説明することができる」でよい。

国会の審議における一事不再理の原則及び会期不継続の原則について理解しているとともに、それが憲法上の原則であるか否かについて、説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

国会法の採用する委員会制度について理解している。

(削除)

内容にもよるが、細かいと思われる。

議院の資格争訟裁判権について理解している。

議院自律権の意義について理解している。

順番を入れ替えた方がよい。

両議院の自主組織権の意義について理解しているとともに、憲法 58 条 1 項の定める「議長その他の役員」の範囲について考察することができる。

(修正)

「議長その他の役員」の範囲について考察することは細かすぎる。「理解している」でよい。

## 2 - 2 内閣

「説明することができる」という項目が目立つ。「理解している」というレベルへ修正する工夫が必要である。

行政府における内閣と行政各部の関係について、それぞれの地位及び権限の異同を踏まえて、説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

いわゆる独立行政委員会が憲法に違反するか否かについて、具体例を挙げて、考察することができる。

(修正)

「説明することができる」でよい。

次に掲げる内閣の権限について、その内容を説明することができる。

- ・ 法律の誠実な執行と国務の総理
- ・ 外交関係の処理
- ・ 条約の締結
- ・ 官吏に関する事務の掌理
- ・ 予算の作成と国会への提出
- ・ 政令の制定
- ・ 恩赦の決定
- ・ 天皇の国事行為に対する助言と承認
- ・ 最高裁判所長官の指名及び最高裁判所裁判官の任命
- ・ 下級裁判所裁判官の任命
- ・ 臨時会の召集
- ・ 予備費の支出
- ・ 決算審査及び財政状況の報告
- ・ その他一般行政事務の遂行

(修正)

「理解している」でよい。

国務大臣の地位と権限について説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

法律及び政令に対する主任の国務大臣の署名及び内閣総理大臣の連署について、その法的意義を説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

## 2 - 3 司法

### 2 - 3 - 1 司法権と裁判所

司法権の範囲について、大日本帝国憲法と対比して理解した上で、特別裁判所の禁止及び行政機関による終審裁判の禁止の意味を説明することができる。また、実質的証拠法則、及び執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度が憲法に違反するか否かについて、考察することができる。

(修正)

実質的証拠法則や執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度については、「説明することができる」でよい。

裁判の公開の意義について理解した上で、憲法 82 条により公開が求められる「裁判」の範囲及び非公開とすることのできる事由について、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。また、傍聴の自由の法的性質及びそれに対する制約について、表現の自由と関連付けて、判例を踏まえて、説明することができる。

(修正)

「憲法 82 条により公開が求められる「裁判」の範囲及び非公開とすることのできる事由について、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。」は、「説明することができる」でよい。

憲法が定める裁判官の身分保障の内容及び意義について説明できるとともに、裁判官に対する弾劾裁判及び分限事件の裁判の基本的仕組みについて説明することができる。

(修正)

「裁判官に対する弾劾裁判及び分限事件の裁判の基本的仕組みについて説明することができる。」は、「理解している」でよい。

### 2 - 3 - 2 違憲審査制と憲法訴訟

憲法訴訟を担う(可能性のある)法曹としては、本到達目標案レベルのことは理解して欲しいが、自学自習では困難であり、法科大学院の限られた憲法の時間数の中で教育するのも難しい。展開・先端科目としての「憲法訴訟」等との仕分けの必要がある。

違憲判断に遡及的効力が認められるか否か、また、それはどのような場合にどの範囲で認められるかについて説明することができる。

(削除か修正)

展開・先端科目へ移行させるか、「理解している」レベルとする。

違憲判断に将来効のみを認めることができるか否か、また、それはどのような場合にどの範囲で認められるかについて、事情判決の法理と関連付けて、説明することができる。

(削除か修正)

展開・先端科目へ移行させるか、「理解している」レベルとする。

判例及び傍論の意味を理解した上で、憲法判例について、どのような拘束力が認められるか、またどのような場合にその変更を行うことが許されるかを説明することができる。

(削除か修正)

展開・先端科目へ移行させるか、「理解している」レベルとする。

## 2 - 4 財政

租税法律主義の意義について理解しているとともに、課税要件の法定の要請、課税要件及び賦課・徴収の明確性の要請について、判例を踏まえて、説明することができる。

(修正)

「賦課・徴収の明確性の要請」は、「賦課・徴収の手續の明確性の要請」とすべき。

## 2 - 5 地方自治

憲法上の地方公共団体とは何かについて、東京都の特別区などの具体例を挙げて、判例を踏まえて、考察することができる。

「説明することができる」でよい。

憲法が都道府県と市町村の二層制を要求しているかについて、考察することが

できる。  
「説明することができる」でよい。

地方公共団体の間で条例の内容が異なることが平等原則に違反するかに  
ついて、判例を踏まえて、考察することができる。

(削除)  
重要度は低いので、削除すべき。

地方自治特別法に関する憲法の規定について理解している。  
「地方自治特別法」という用語の方が一般的。

地方公共団体に対する国の関与、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互  
間の係争の処理に関する地方自治法の基本的な仕組みについて理解している。

(削除)  
細かいと思われる。

### 第3章 基本的人権の保障

#### 3-1 基本的人権の観念

権利、義務、原則及び制度などの概念の意味について、日本国憲法の条文と  
関連付けて説明することができる。

(削除)  
個々の人権、条文との関係で「権利、義務、原則及び制度」が理解できていれば  
よいので、ここで項目として取り上げる必要はない。

#### 3-2 基本的人権の享有主体

国籍は、国家の構成員としての資格であるとともに、国家において基本的人権  
の保障、公的資格の付与、公的給付などを受ける上で意味を持つ重要な法的地  
位であること及び国籍の得喪に関する要件が法律によって定められるべきこ  
とを理解している。

(削除)  
特段取り上げるべきものでもない。

外国人の入国及び再入国の自由の有無について、具体的事例を挙げ、判例を  
踏まえて、考察することができる。

(削除)  
外国人の人権享有主体性に関する問題の中でこれだけを特に取り上げる必要  
があるのか疑問がある。外国人の人権享有主体性に関する前項目が「保障され  
る人権の範囲」を挙げており、そこに含まれるので、本項目は不要である。あ  
るいは、前項目(外国人の人権享有主体性について、肯定説及び否定説の立

場を理解した上で、肯定説に立った場合に保障される人権の範囲及び制限され  
る人権の程度について、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することが  
できる。)に「・」を付して具体的な自由、人権を取り上げることとし、生存  
権や公務就任権と共に挙げておくことも考えられる。

外国人の人権享有主体性について、肯定説及び否定説の立場を理解した上で、  
「定住外国人、難民及びその他の外国人」などの外国人の類型を意識しつつ、  
保障の有無、保障される人権の範囲及び制限される人権の程度について、具体  
的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

#### 3-3 基本的人権の適用範囲

##### 3-3-2 私法上の関係における基本的人権の保障

国や地方公共団体の私法上の行為によって人権が侵害されたという主張がな  
された場合に、法的解決のためには、どのような論理構成をとるべきかにつ  
いて、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

(削除)  
国の私法上の行為と憲法との関係という問題について、「私人間における人権  
保障」の箇所では取り上げている教科書も多いが、国はあくまでも私人でない  
ので、「私人間における人権保障」において取り上げるのは適切でない。この第  
一次案ではおそらくそうしたことを意識して「国や地方公共団体の私法上の行  
為によって人権が侵害されたという主張がなされた場合に」という表現をして  
いるのであろうが、事例(百里基地訴訟)はそのような場合ではない。「2-  
3-2 違憲審査制と憲法訴訟」において、違憲審査の対象についての項目で  
「国及び地方公共団体の私法上の行為」が挙げられているので、それで十分で  
あろう。本項目は削除すべきである。

#### 3-4 基本的人権の制約

最小限度の性道德の維持や本人の客観的利益の保護など、基本的人権の制約事  
由として考えられる具体例を挙げ、それが憲法上正当な制約事由といえるか否  
かについて、説明することができる。

(修正)  
「最小限度の性道德の維持や本人の客観的利益の保護」という例示は、道徳の  
維持やパターナリズムという、内在的制約原理と政策的制約原理(あるいは自  
由国家的公共の福祉と社会国家的公共の福祉)という通常の「公共の福祉」理  
解では捉えにくいものであり、意図的にそのようなものを挙げ、学生に考えさ  
せようとしていると思われる。

とすれば、むしろ、従来の公共の福祉論とは異なる点を示し、「パターナ  
リズムが人権の制約理由となるか否か」を直截に問う方がよい。

### 3 - 6 法の下の平等

どのような区別が合理的な根拠に基づくものではなく、法の下に平等に反するかについて、尊属に対する犯罪を特に重く処罰する規定、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする規定及び日本国民の父と外国籍の母との間に出生し、その後、父から認知された子に対して、帰化と準正の場合を除き日本国籍の取得を認めない規定など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「日本国民の父と外国籍の母との間に出生し、その後、父から認知された子に対して、準正の場合を除き届出による日本国籍の取得を認めない規定」とするのが正確である。

(修正)

この項目でいくつかの例が挙げられており、さらに次項目からいくつかの区別(差別)につき取り上げているが、やや不統一な感じがする。社会保障と租税法規はこの項目に例として吸収したらどうか。あるいは本項目に挙げられているものと次項目以降のものを「・」を付して併記したらどうか。

たとえば、

下記のケースにおいて、どのような区別が合理的な根拠に基づくものではなく、法の下に平等に反するかについて、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

- ・ 尊属に対する犯罪を特に重く処罰する規定
- ・ 非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする規定
- ・ 日本国民の父と外国籍の母との間に出生し、その後、父から認知された子に対して、準正の場合を除き届出による日本国籍の取得を認めない規定
- ・ 既に他の公的年金・公的給付の受給者に対して、給付がなされない場合、又は給付水準が切り下げられる場合
- ・ 租税法規の定立及び適用において、給与所得者と事業所得者の間の不平等が問題になる場合
- ・ 議員定数不均衡問題
- ・ 歴史的に差別されてきた集団に対して、優先的な処遇を与える積極的差別是正措置(アフマティブ・アクション)をとる場合

### 3 - 7 思想及び良心の自由

思想及び良心の自由の内容及び範囲を説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

沈黙の自由と消極的表現の自由の異同を説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

思想及び良心の自由の侵害の態様について、特定の思想を持つこと又は持たないことを理由とした不利益処遇、特定の思想又は特定の思想と結びついた行為の押しつけ及び自己の思想内容又は自己のものではない思想内容の開示強制(推知を含む)など、具体的事例を挙げて、説明することができる。

(修正)

別の項目と併せ、修正整理すべきである。

たとえば、

思想及び良心の自由の侵害の態様について、特定の思想を持つこと又は持たないことを理由とした不利益処遇、特定の思想又は特定の思想と結びついた行為の押しつけ及び自己の思想内容又は自己のものではない思想内容の開示強制(推知を含む)など、下記の具体的事例と関連づけて、説明することができる。

- ・ 裁判所が謝罪広告の掲載を命令する場合
- ・ 学校が内申書に政治活動歴を記載する場合
- ・ 公立学校の校長が国歌斉唱の際に音楽教師にピアノ伴奏を命令する場合
- ・ 団体による寄付又は構成員からの金員徴収

### 3 - 8 信教の自由及び政教分離

#### 3 - 8 - 2 政教分離

政治と宗教の関係について、国教制度、公認宗教制度及び政教分離制度などを挙げて、説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

#### 3 - 10 表現の自由

表現の自由を保障する意義について、人格価値、真理の探究及び民主制などと関連付けて、説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

「知る権利」について、情報の受領を公権力によって妨げられる場合、公権力に対して情報の開示を求める場合及びマスメディアに対して反論文の掲載などを求める場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「マスメディアに対して反論文の掲載などを求める場合」は、「広義のアクセ

ス権」の問題であり、削除して良い。

番組編集準則などの現行の放送規制の基本的仕組み（免許制と番組内容の規制）について理解した上で、放送の自由の規律根拠について説明することができる。

（修正）

「基本的仕組み」を明確にした。

公権力が芸術活動のための助成を拒否することが憲法上許されないのはどのような場合かについて、芸術活動の制限の事例と比較しつつ、考察することができる。

（削除）

ミニマムスタンダードとしては適切とは言えない。

表現の自由の直接的制約と間接的・付随的制約を区別する見解について、両者をどのように具体的に区別するか及びそれぞれが表現の自由によどのような不利益をもたらすかなどに留意しつつ、判例を踏まえて、説明することができる。

（削除）

ミニマムスタンダードとしては適切とは言えない。

### 3 - 1 1 集会及び結社の自由

#### 3 - 1 1 - 1 集会の自由

集会の自由を保障する意義及び「集会」の意味について説明することができる。道路、公園又は公会堂などの一定の公共施設における集会、集団行進その他の表現活動の保障に関する「パブリック・フォーラム」論について説明することができる。

集会の自由の保障の制約について、道路交通安全を確保する場合、公共の秩序を維持する場合及び公共施設の管理の必要がある場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。また、これに関連して、届出制や許可制などの規制態様に関する問題及び「敵意ある聴衆の法理」について、説明することができる。

（修正）

「敵意ある聴衆の法理」については削除とするか、あるいは、「理解している」とすべきである。

#### 3 - 1 1 - 2 結社の自由

結社の自由の内容について、団体の結成及び団体への加入などの自由、団体としての活動の自由などを挙げて説明することができる。また、団体としての活動の自由と団体を構成する個人の自由の関係について、判例を踏まえて、説明することができる。

（修正）

「団体としての活動の自由と団体を構成する個人の自由の関係」の部分は、3 - 3 - 2の項目と重複するので削除した方がよい。

### 3 - 1 2 通信の秘密

各種の通信事業において通信の秘密を保障する基本的仕組みについて理解している。

（削除）

ミニマムスタンダードとしては、細かい。

### 3 - 1 4 財産権

財産権に対する制約の合憲性についての記述と比較して、損失補償についての項目が多いと思われる。調整が必要。

### 3 - 1 5 奴隷的拘束及び苦役からの自由

憲法 18 条の定める「奴隷的拘束」の意味について、具体的な例を挙げて、説明することができる。

（修正）

「理解している」でよい。

憲法 18 条の定める「その意に反する苦役」の意味について、具体的な例を挙げて、説明することができる。

（修正）

「理解している」でよい。

どのような場合に国民に対して労務などの提供を義務付けることが憲法上許されるかについて、具体的な事例を挙げて、考察することができる。

（修正）

「理解している」でよい。

### 3 - 1 6 居住及び移転の自由

国内における居住及び移転の自由の制約について、刑事被告人の住居制限及び伝染病予防のための強制入院又は隔離など、具体的な事例を挙げて、考察することができる。

（修正）

「理解している」でよい。

外国への移住及び旅行の自由の制約について、旅券発給が制限される場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「具体例を挙げ、理解している」でよい。

### 3 - 1 7 適正手続

(追加)

「憲法 31 条が実体的処罰規定の法定とその内容の適正を要求しているか」という論点についても加えるべきである。

刑事手続の適正さについて、附加刑として第三者所有物を没収する際に当該所有者に告知、弁解及び防御の機会を与えない場合、違法な方法で収集された証拠が裁判において提出された場合及び刑罰法規の規定が不明確な場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「刑罰法規の規定が不明確な場合」が「刑事手続の適正さ」の問題として挙げられているが、そのようなとらえ方をする学説もないではないものの、むしろ、実体の適正あるいは実体の法定の問題として捉えるのが通常なので、例示としてふさわしくない。

### 3 - 1 8 刑事手続上の権利

#### 3 - 1 8 - 1 不法な逮捕、抑留及び拘禁からの自由

憲法 33 条の定める「逮捕」、並びに 34 条の定める「拘留」及び「拘禁」の意味について説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

憲法 33 条の定める「司法官憲」及び「理由となつてゐる犯罪を明示する令状」の意味について説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

刑事訴訟法により、令状によらずに逮捕を行うことができるとされている現行犯逮捕、準現行犯逮捕及び緊急逮捕について説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

弁護人との接見交通権など、憲法 34 条にいう「弁護人を依頼する権利」の内容について説明することができる。

(修正か維持)

刑事訴訟法科目で憲法 34 条を意識した内容になるのであれば、「理解している」にしてもよいが、そうでなければ、「説明することができる」でよい。

拘留及び拘禁の理由の告知に関する刑事訴訟法の定め及び人身保護法の定める手続について理解している。

(削除)

憲法の科目としては細かい。

#### 3 - 1 8 - 2 捜索及び押収に関する権利

令状によらずに、住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収することができる場合について説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

#### 3 - 1 8 - 4 刑事裁判に関する権利

憲法 37 条 2 項の定める「証人」及び「審問する機会を十分に与へられ」るの意味について、判例を踏まえて、説明することができる。また、憲法 37 条 2 項により公費により喚問を求めることのできる「証人」の意味及び公費による負担の範囲について理解している。

(修正)

「憲法 37 条 2 項の定める「証人」及び「審問する機会を十分に与へられ」るの意味について、判例を踏まえて、説明することができる。」は、「理解している」でよい。

憲法 37 条 3 項が保障する被告人の弁護人を依頼する権利及び国選弁護人制度について説明することができる。

(修正か維持)

刑事訴訟法科目で憲法 37 条 2 項を意識した内容になるのであれば、「理解している」にしてもよいが、そうでなければ、「説明することができる」でよい。

憲法 38 条 1 項の定める「自己に不利益な供述を強要されない」の意味について、判例を踏まえて説明することができる。また、刑事訴訟法が保障する黙秘権と憲法 38 条 1 項の関係及び刑事免責を与えて証言を求める制度が憲法上許されるか否かについて、説明することができる。

(追加)

「自己帰罪供述強要の禁止」が行政手続に適用されるかについても、加えるべきである。憲法の科目としては、刑事訴訟法との関係とともに、行政手続との関係にも留意すべきである。



憲法 38 条 2 項が定める自白排除法則の意義及び同項が規定する自白が証拠とならない場合について、具体的な事例を挙げ、説明することができる。

(修正か維持)

刑事訴訟法科目で憲法 38 条 2 項を意識した内容になるのであれば、「理解している」にしてもよいが、そうでなければ、「説明することができる」でよい。

憲法 38 条 3 項が定める自白補強法則の意義及び同項にいう「本人の自白」の意味について、判例を踏まえて、説明することができる。

(修正か維持)

刑事訴訟法科目で憲法 38 条 3 項を意識した内容になるのであれば、「理解している」にしてもよいが、そうでなければ、「説明することができる」でよい。

「事後法の禁止」又は「遡及処罰の禁止」の意味を理解した上で、刑事実体法及び手続法の遡及的適用に対して憲法 39 条前段前半の保障が及ぶか否かについて、判例を踏まえて、説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

「一事不再理」及び「二重の危険の禁止」の意味を理解した上で、憲法 39 条前段後半及び同条後段が保障する内容について、検察官による上訴、脱税者に対して罰則のほかに重加算税を課す場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

### 3 - 1 8 - 5 拷問及び残虐な刑罰の禁止

憲法 36 条の定める「拷問」及び「残虐な刑罰」の意味について説明することができる。

(修正)

「理解している」でよい。

### 3 - 1 9 生存権

外国人に生存権が保障されるかについて、具体的事例を挙げて、判例を踏まえて、考察することができる。

(削除)

「3 - 2 基本的人権の享有主体」の箇所では取り上げるべきである。

環境権の内容、根拠となりうる憲法の規定とその法的効果について、理解している。

(削除)

「3 - 5 個人の尊重と生命、自由及び幸福追求権」の最後の項目と統合すべきである。

### 3 - 2 0 教育を受ける権利

教育を受ける権利の意義、主体及び内容、並びに教育基本法及び学校教育法などのわが国の教育制度の基本的仕組みについて理解している。

(修正)

「教育基本法及び学校教育法などのわが国の教育制度の基本的仕組み」については、不要である。

### 3 - 2 1 労働に関する権利

労働組合の統制権について、ユニオンショップ協定の効力の及ぶ範囲及び組合員の立候補の自由や良心の自由の制限などの具体的事例を挙げて、判例を踏まえて、考察することができる。

(削除)

「3 - 3 - 2 私法上の関係における基本的人権の保障」の箇所ではまとめるべきである。

### 3 - 2 2 参政権

参政権が、選挙のほかにどのような具体的制度と関連しているかを、理解している。

(削除)

わかりにくい。

外国人に公務就任権が保障されるか、既に公務員となっている定住外国人に管理職への昇進の機会を与えないことが平等原則に違反するかについて、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「3 - 2 基本的人権の享有主体」の箇所では取り上げた方がよいであろう。そもそも「公務就任権」を参政権の項目の中で取り上げることが、今日の理論水準からすれば適切でない。

### 3 - 2 4 裁判を受ける権利

裁判を受ける権利の制約について、法律上正当な管轄権を有しない裁判所による裁判、職業裁判官以外の者が審理に関与する裁判及び上告の制限などの具体的事例を挙げて、考察することができる。

(修正)

「説明することができる」でよい。

### 3 - 2 5 国家賠償請求権

法律による国家賠償責任の免除・制限がどのような場合にどの程度許されるかについて、具体的事例を挙げて、判例を踏まえて、考察することができる。

(修正)

「説明することができる」でよい。

以上